**電話回線利用契約書及び申込書**

契約者様(以下、甲とする)と、ISR合同会社(以下、乙とする)の間で、下記の通り契約したものとします。

1. 契約期間は、甲からの入金確認後、甲の希望日より開始する。契約期間は利用開始日より1ヶ月間(30日間又は31日間)とします。翌月分を支払うことにより本契約は自動更新されるものとします。
2. 甲は、申し込み契約時に初期費用として登録料、基本料金、保証金(通話料金)を支払わなければなりません。
3. 解約は、甲からの連絡で受付し、解約希望日(利用開始日から1ヶ月未満)に乙がサービスを停止するものとします。
4. 乙が甲に連絡した際、連絡が取れなかった場合や入金の確認が取れなかった場合、又は乙の顧客として相応しくないと乙が判断した場合には，乙は甲に事前に通知することなく即時強制解約ができるものとします。
5. 契約途中の解約がされた場合には，乙は、甲への保証金等の返却を行ないません。
6. 甲の業務内容に違法の可能性がある場合（SMS(ショートメッセージサービス)などを不特定多数へ大量に送信すること、スパムメール行為などを含む）、または違法の可能性がある業務等を行っていると乙が判断した場合は、乙は事前に甲に連絡することなく本契約を即時解除又はサービスを停止することができ、保証金の返却は行わないものとします。この場合，乙は警察へ届け出ることがあります。
7. 乙から甲に請求する場合は、主に電話又はFAXにて連絡し、お支払は当社指定の金融機関の口座に振り込むものとします。
8. 乙から甲に対する請求は開始日から一ヶ月後の毎月1回とする、但し、使用料金が保証金(通話料金)の70％ を超えた場合、乙は甲に対し保証金の増額を請求することがあります。甲は乙から請求がされてから１週間 以内に支払いをしなければなりません。
9. 保証金(預り金)の返却は、解約又は強制解約の時に未払い使用料金を保証金(預り金)から当て、乙は残金を甲の指定する金融機関の口座に振り込むものとします。
10. 甲は乙に対し本契約のサービス利用の目的が、違法な目的で利用されるものでないことを確認します。
11. 乙は、甲との契約内容及び個人(法人)情報の漏洩に細心の注意を払い管理することとします。但し、所轄官 庁等に対してはこの限りではないこととします。
12. 甲は本契約の権利を第三者に譲渡してはならないものとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名／屋号名 |  | 代表者名 | 　　　　　　　　　　　　　　 |
| 住所 |  | 契約番号 |  |
| 連絡先電話番号 | TEL 貸出番号に連絡 | 通信機器 | GXP-1620 |
| FAX | 備考 |  |
| 取引を行う目的使用用途 |  | 職業／事業内容 |  |
| 実質的支配者 |  | 備考 |  |

**令和**　　**年** 　**月**　 **日　上記契約内容に同意し、申し込む**　　**署名**